

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人愛知県美術館機構(以下「法人」という。)の理事長、副理事長、理事及び監事(以下「役員」という。)の報酬に関し、必要な事項を定めるものとする。

(役員の報酬)

第2条 役員の報酬は、理事長については年俸及び通勤に要する費用、一月の勤務日数が定められた役員(以下「常勤役員」という。)については年俸及び通勤手当とし、非常勤役員については非常勤役員報酬及び通勤に要する費用とする。

2 前項の規定にかかわらず、職員兼務役員(地方独立行政法人愛知県美術館機構職員就業規則(令和8年地方独立行政法人愛知県美術館機構規則第2号)の適用を受ける職員を兼務する役員をいう。以下同じ。)については、給与規程の規定により計算される給与を支給する。

(年俸の額)

第3条 前条第1項の年俸の額は、次のとおりとする。

(1) 理事長 4,053,000円

(2) 副理事長及び理事 その職責に応じ理事長が別に定める額

2 前項の規定による年俸の額は、法人の業務の実績に関する評価、当該役員の業務実績等を総合的に勘案して、その額の100分の3の範囲内において、これを増額し、又は減額することができる。

3 職員兼務役員には、前2項の規定は適用しない。

(年俸の支給)

第4条 年度の途中で新たに常勤役員となった者には、その日から年俸を支給する。

2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの年俸を支給する。

3 常勤役員が死亡した場合には、その月の末日までの年俸を支給する。

4 年度の途中で、新たに常勤役員となった者、退職した者及び解任された者の年俸は、第3条の規定にかかわらず、当該年度の総日数から土曜日、日曜日及び休日(地方独立行政法人愛知県美術館機構職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程(令和8年地方独立行政法人愛知県美術館機構規程第17号)に規定する休日をいう。)を差し引いた日数を基礎として、日割りにより計算し、これを支給する。

(理事長及び常勤役員の年俸の支給方法)

第5条 理事長及び常勤役員の年俸については、年俸の額を12で除して得られる額(以下「月払年俸額」という。)を毎月支給する。ただし、3月にあっては、年俸の額からその年度内に既に支払われた額を差し引いた額を支給する。

2 6月及び12月においては、前項の月払年俸額とは別に、月払年俸額に100分の2

50を乗じて得られる額(以下「半期払年俸額」という。)を支給する。

- 3 理事長は、特に必要がある場合には、前2項に規定する支給方法を変更することができる。
- 4 年度の途中で新たに常勤の役員となった者の月払年俸額及び半期払年俸額については、理事長が別に定める。

(年俸の支給日)

第6条 月払年俸額については地方独立行政法人愛知県美術館機構職員給与規程(令和8年地方独立行政法人愛知県美術館機構規程第29号。以下「給与規程」という。)に規定する日に支給し、半期払年俸額については地方独立行政法人愛知県美術館機構職員期末手当及び勤勉手当規程(令和8年地方独立行政法人愛知県美術館機構規程第31号)に規定する日に支給する。

(年俸の返還)

第7条 年度の中で退職し、又は解任された常勤役員は、当該年度に現に支給された年俸の総額がこの規程により計算して得られる年俸の額を超える場合には、その超える部分に相当する額を法人に返還しなければならない。

(通勤手当)

第8条 常勤役員の通勤手当については、給与規程の適用を受ける職員の例による。

(愛知県の職員から常勤の役員となった者の取扱い)

第9条 愛知県の職員(職員の給与に関する条例(昭和42年愛知県条例第3号。以下「給与条例」という。)第1条に規定する者をいう。以下同じ。)が、任命権者の要請に応じ、引き続いて法人の常勤役員となるため退職手当を支給されずに愛知県を退職し、かつ、引き続いて法人の常勤役員となった場合においては、第2条の規定にかかわらず、その者が愛知県の職員であったものとした場合に給与条例の規定により支給されることとなる給料及び手当を支給する。この場合において、当該給料及び手当の支給については、給与規程の適用を受ける職員の例による。

(非常勤役員報酬)

第10条 非常勤役員報酬の額は、日額39,200円とする。

- 2 非常勤役員の通勤に要する費用については、地方独立行政法人愛知県美術館機構旅費規程(令和8年地方独立行政法人愛知県美術館機構規程第41号)の定めるところによる。
- 3 前2項に規定する非常勤役員報酬及び通勤に要する費用については、非常勤役員が業務を執行した日の属する月の翌月における給与規程に規定する日に支給する。

(支払方法)

第11条 役員の報酬は、その全額を現金で直接役員に支払うものとし、役員から申し出があるときは、当該役員の指定する役員本人の預貯金口座への口座振替の方法により、

その全額を支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合及び役員が自ら控除を申し出たものがある場合には、それらの金額を控除して支払うものとする。

(退職手当)

第12条 退職手当は、支給しない。ただし、職員兼務役員には、地方独立行政法人愛知県美術館機構職員退職手当規程(令和8年地方独立行政法人愛知県美術館機構規程第40号)により退職手当を支給する。

(役員と愛知県の職員との間における退職手当の特例)

第13条 愛知県の職員(職員の退職手当に関する条例(昭和29年愛知県条例第26号。以下「退職手当条例」という。)第1条に規定する職員をいう。以下同じ。)が、任命権者の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職をし、かつ、引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の県の職員としての引き続いた在職期間(退職手当条例第7条第5項に規定する職員以外の公務員としての引き続いた在職期間を含む。)を含むものとする。

2 前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて愛知県の職員となった場合には、第12条の規定にかかわらず、退職手当は支給しない。

3 第1項の規定に該当する役員が退職した場合(前項の規定に該当する退職の場合を除く。)における退職手当の額については、第12条の規定にかかわらず、当該退職の日(愛知県の職員に復帰し愛知県の職員として退職したものと仮定した場合の退職手当条例を適用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合において、当該退職の日における給料月額については、第1項の規定に該当する役員となるため退職した日における愛知県の職員としての給料月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定めるものとし、当該役員としての在職期間については、退職手当条例第7条第1項に規定する在職期間に含むものとする。

(端数の処理)

第14条 この規程により計算した報酬の額に1円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(理事長の年俸の額の特例)

2 理事長の年俸の額は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間において、規程第3条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

4,000,000円